

議案第49号

東京都板橋区営小茂根一丁目住宅の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和2年6月3日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

東京都板橋区営小茂根一丁目住宅の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

記

- 1 公の施設の名称及び所在地
東京都板橋区営小茂根一丁目住宅
東京都板橋区小茂根一丁目17番20号
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社東急コミュニティー
東京都世田谷区用賀四丁目10番1号
- 3 指定の期間
令和2年10月15日から令和6年3月31日まで

（提案理由）

小茂根一丁目住宅の指定管理者を指定する必要がある。

なお、この議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき提出するものである。